

第三者評価結果

事業所名：梅の木保育園

A-1 保育内容

A-1-（1） 全体的な計画の作成	第三者評価結果
A-1-（1）-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a
<コメント> 全体的な計画は、保育理念、運営方針、保育目標を基に、園長と職員が作成しています。重点的に取り組む保育の8つの柱を掲げ、梅の木保育園ならではの特色をわかりやすくまとめています。卒園までに育みたい子どもの姿を明記することにより、就学までの長期的見通しを持てるよう記載しています。各年齢に適した保育を行うことを中心に、子どもの発達段階の具体的な特徴を意識しながら、重視すべき課題を大切にしています。一人ひとりの子どもが、その時に必要とする環境を丁寧に整え、また、その生活の連続性にも留意することができています。年度末には、年間の振り返りを通して全体的な計画の評価を実施し、次年度の作成に生かしています。	
A-1-（2） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
A-1-（2）-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<コメント> 保育所内の衛生管理は、保護者からも清潔で、整理された空間であると信頼されています。日々の消毒は、「消毒チェック表」を用いて適切に実施しており、コロナ対策として消毒をさらに細かく、より丁寧にすることを心がけています。子どもたちが心地よく過ごすことのできる環境として、家庭と同じような「大きなうち」を目指しています。生き物を飼ったり、植物を育てたりしながら、自然に囲まれた安心して過ごせる空間になるよう工夫しています。家具や遊具の配置換えを職員間で相談しながら行い、新鮮な環境を作り出すだけでなく、より良い保育が実践されるようになったかも検証しています。	
A-1-（2）-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<コメント> 一人ひとりの子どもを受容する職員の姿勢を指導計画に記載し、子どもの様子だけでなく、職員がどのような配慮や援助をするべきかを常に考えるように作成しています。子どもの状態に応じた保育についても十分配慮を行っており、気になる様子を見せる子に対しては、さりげなくアプローチをしながら無理なく安心して遊べるように心がけています。保護者にも子どもの様子を伝え、子どもの内面や状況を共有しています。言葉遣いについては、「子どもに伝える」ことの重要性を職員全体で理解しています。制止させなければならない場面でも、なぜそれを行ってはならないのか理由もきちんと伝えるようにしています。子どもの心に寄り添いながら、信頼関係を築いていけるよう、どの言葉を選んで伝えるかを重視しています。	
A-1-（2）-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a
<コメント> 1～3歳児の指導計画においては、基本的な生活習慣を身につけることを年間の目標としています。0～2歳までの保育は育児担当制を行っています。複数担任ではなく、担当制にすることにより、職員の子どもに対する援助にすき間ができなくなります。生活リズムを考慮し、一人ひとりの子どもの発達に応じた環境を整えるため、一斉活動ではなく、グループに分かれての活動をしています。より家庭に近い環境を作り、自分でやりたいと思う気持ちを尊重し援助しています。生活習慣の習得にともなう個人差を考慮して、保護者との情報交換を大切にしており、保護者が焦らないように温かい声かけを行いながら、一緒に見守り、できた時には一緒に喜ぶ保育を行っています。	

【A5】 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<コメント> 子どもが主体的に活動できる環境として、コーナー保育を行っています。子どもが、自ら興味を持って選んだ遊びに集中して取り組む様子が見られます。さらに、異年齢保育を行っているため、学年を問わず一緒に遊ぶことで、協調性やコミュニケーション能力が自然に伸びていきます。職員は、時には助け船を出しながら、想像力をふくらませて遊びを展開していく子どもの様子を見守ります。戸外で遊ぶ時間については、周囲に公園がたくさんある環境を生かして散歩に出かけています。保育園から近くの公園ではたくさん体を動かすように、遠くの公園では歩くこと自体を楽しむ散歩を行っています。様々な自然に触れ合うだけでなく、地域の人たちに笑顔で挨拶をするなど、多くを学ぶ時間となっています。	
【A6】 A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント> 0歳児クラスの保育室は明るく清潔な環境が整備されています。一部には畳が敷かれ、手触りや香りを子どもが全身で感じられるよう配慮しています。育児担当制の良さは、子どもが主体であることです。愛着関係を築き、安心してより心地よい環境で過ごせるよう心がけています。家庭と連携をとり、細かな情報も聞き取りながら生活のリズムを整えていきます。午睡の間には、職員間で情報の共有を行い、重要事項については引き継ぎファイルへ記入して、全職員で情報を共有しています。子どもの成長を促す保育を行うために、研修へ参加し、知識や技術の向上に努めています。また、月間指導計画を立てる際には、主任と担任で保育のアイデアやヒントを出し合って、豊かな生活が展開されるよう努めています。	
【A7】 A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント> 1歳児クラスでは、動くものを楽しむ発達の段階にあわせて、職員が手作りのおもちゃを準備するなどして子どもの興味や関心を引き出すだけでなく、自発的に遊べるよう工夫しています。2歳児クラスの保育室には子どもの目線で外が見えるよう窓が設置され、道路を走る車や電車を見ることができます。生活習慣の習得に意欲的に取り組めるよう配慮しており、職員の見守る中で、自分でできることが少しずつ増えるように対応しています。友だちとの関りについては、自分の気持ちを言葉でどう伝えたらよいのか、さりげなく声をかけ、遊びを通して一緒に楽しむことができるよう援助しています。職員は十分に子どもに寄り添えたのか、保育の実践を振り返り、子どもの成長を促す保育を行えるよう努めています。	
【A8】 A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント> 3歳以上児クラスでは、異年齢保育を行っています。3歳児は、4、5歳児が身近で手本を示す様子を真似ながら集団生活を体験していきます。4歳児は、お兄さんお姉さんらしくしようという気持ちが芽生え、言葉で伝えていく大切さを学びます。5歳児は、これまで自分が手伝ってもらった喜びや、かけてもらった言葉など、積み重ねた日々の体験から、主体的に年下の子もたちに関ることができています。自分のことをやり遂げるだけでなく、周囲を見渡す力が備わり、お互いに助け合う気持ちが芽生え、協調性や社会性が育まれています。職員は、その様子を見守ることを基本とし、子どものやりとりを促す環境の整備を心がけています。	
【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント> 障がい児保育については、「園のしおり」に保護者と連携して統合保育を行うことを記載しています。園内は、段差のない玄関、多目的トイレ、エレベーターを設置するなどバリアフリー構造になっています。障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラスの指導計画と連動させています。また、横浜市西部地域療育センターの巡回指導でアドバイスを受け、指導計画に反映させています。保護者から入手した家庭での様子や身体の状態などの情報を職員間で共有しており、園での子どもの様子を保護者に伝えて連携を図っています。職員は、障がい児保育に関する知識を深めるため、法人研修や外部研修に参加し、研修報告書を作成して研修内容を職員間で共有しています。	

【A10】 A－１－（２）－⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<コメント> それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境の整備については、家庭と同様にゆったりできることを大切にしています。安心できる環境、安心できる人や物の存在があり、ありのままの姿を受け入れてもらえるという気持ちを重視しています。職員間では、小さな情報でも口頭や引き継ぎノートで共有し、子どもが不安にならないよう努めています。保護者との連携は、連絡帳だけでなく、お迎えの時に子どもの様子を一言伝えるように心がけています。詳しい情報を必要とする保護者には、より丁寧に子どもの様子を伝えるなど柔軟に対応して信頼を得られるよう努めています。	
【A11】 A－１－（２）－⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<コメント> 5歳児は、当番活動を行います。植木の水やり、食事の配膳など責任をもって生活を進めていくことで、年長としての自覚が芽生えてきます。梅の木まつりに向けて、5歳児（ぶどう組）が「ぶどう会議」という話し合いを行います。他人の意見に頼らず、自分の意見がきちんと伝えられるように職員は見守ります。役割意識や課題意識を自覚できるようになり、力を合わせて意欲的に行動できる子どもの成長を促しています。就学に向けては、5年生と学校見学を行うなどの交流があります。今年度は、小学校の校庭より学校を見学し、就学に向けての期待が持てるよう取り組んでいます。保護者へは園だよりや保護者懇談会などで就学に向けた取組などを伝えています。	
A－１－（３） 健康管理	第三者評価結果
【A12】 A－１－（３）－① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<コメント> 子どもの健康管理に関するマニュアルと保健年間計画を整備しています。登園時には、子どもの健康状態について保護者から情報が得られるよう声かけをしています。緊急時の対応をマニュアルや園のしおりに記載し、体制を整備しています。また、ケガや体調変化の際の職員の対応方法や保護者への連絡方法が規定されています。乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防対策として0、1歳児クラスでは、午睡中の顔色や呼吸などのチェックを行い記録表に記載しています。保護者に対しては、4月の入園前に乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する情報を提供し、その予防と周知に努めています。	
【A13】 A－１－（３）－② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
<コメント> 内科健診と歯科健診を年2回、身体測定を毎月行っています。内科健診と歯科健診の結果は、個人ファイルに管理して担任間で共有しています。保護者へは書面で結果を報告し、治療が必要なものについてはかかりつけ医を受診するように伝え、受診後の状況について保護者から聞き取りを行い、個人ファイルに記録しています。6月は虫歯予防デーとして、紙で歯ブラシとコップを作り、ブラッシング指導を実施しています。手洗い場には、絵でわかりやすく示した手洗い歌を貼り、子どもが楽しく歌いながら手を洗い、自然に衛生的な環境が保てるように工夫しています。	
【A14】 A－１－（３）－③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<コメント> 横浜市のマニュアルにもとづいて「梅の木保育園アレルギー対応マニュアル」を策定しています。マニュアルは各保育室に常備して職員がいつでも確認できるようにしています。「園のしおり」に医療的ケアが必要な児童の保育について、食物アレルギーが生じた場合のエピペンにも対応することを記載して保護者に伝えています。食物アレルギー疾患のある子どもについては、毎月献立を配布する際に、保護者と除去食の確認を行っています。提供時には、別トレイと色分けした食器を用いて給食を準備し、栄養士と保育士で重ねて確認を行い誤食防止に努めています。	

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<コメント> 2歳児は、地区のネットワークより配布された地元のジャガイモを育て、3歳の夏に収穫して食べる体験をします。他のクラスでも、プランターで様々な野菜を育てています。その変化や生長の様子に気づくことで、野菜への親しみを深めるだけでなく、命の大切さや食べる喜びを感じることができるようにしています。また、野菜に触れて、切った断面の観察をすることは、食に対する子どもの興味関心を引き出す体験の一つになっています。給食では、子どもたちが配膳を行い、どれくらいの量が食べられるか自分で伝えています。食器は陶器を使用し、重さを手で感じ、姿勢よく座ってその重さを支えることを体感します。保育参観日には、給食の試食を行い、味や食材の硬さなどの保育園での取組を保護者に伝えています。	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
<コメント> 給食会議は、園長と委託業者で毎月1回実施しています。季節感のある献立や、保護者の関心を引き給食だよりの内容となっています。子どもの体調を考慮した調理の工夫については、病み上がり子どもには、保護者に相談したうえで普段より柔らかめのご飯を提供したり、牛乳をやめてお茶にしたりなどの配慮を行っています。発育状況を考慮する点については、かむ力や消化力の個人差に対応するために、軟飯を提供することもあります。特に0歳児は一人ひとりの発達に合わせて、食材チェック表に基づき保護者と相談をしながら進めています。「よく口を開けました。」など食事の様子を詳しく伝え、楽しく離乳が進むよう心がけています。今後は、委託業者がどのような管理を行っているのか、職員も把握することが求められます。	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<コメント> 家庭との連携については、保護者会と定期役員会の開催、保護者懇談会、個人面談を行うことを「園のしおり」に記載しています。個人面談は希望があれば随時行う体制を整えています。日常的な情報の交換については、0～2歳児クラスは連絡帳を活用するほか、送迎時における会話を大切にしています。幼児クラスでは日々の活動の様子をホワイトボードに記載し、お迎え時に保護者が確認できるようにしています。子どもの様子を職員から伝えるだけでなく、気軽にどんなことでも話してもらえぬ雰囲気づくりも大切にしています。保護者から入手した情報は、必要に応じて申し送りノートなどに記載し職員間で共有しています。	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
<コメント> 職員は、保護者との日々のコミュニケーションを大切にして、保護者が安心して話しやすい雰囲気づくりに努めています。相談を受け付けた際は、相談室を利用して、プライバシーに配慮して対応しています。子育てなどに関する相談は、職員の保育実践からの知識と経験を生かしてアドバイスを行っています。内容によっては、対応を園長や主任に確認し、確実な情報を伝えて保護者との信頼関係を築いています。今後は、組織的に保護者支援を行うため、また、相談された内容を継続してフォローしていくためにも相談記録を残し、職員間の情報共有が期待されます。	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<コメント> 虐待等権利侵害を発見した際の対応方法などを明記した児童虐待防止マニュアルを整備して、各保育室に常備しています。職員会議では、虐待等権利侵害の早期発見ポイントなどを確認し合っており、送迎時や着替え、排泄の際に子どもの進退の状況を丁寧に確認して早期発見に努めています。気になるケガなどがある場合には、速やかに園長と主任に報告し、職員間で情報を共有しています。また、日頃から保護者に声をかけ、保護者の気持ちや心身の状況に寄り添い、いつでも支援を行えるよう心がけています。必要に応じて横浜市西部児童相談所など関係機関と対応を協議するための体制を整えています。	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
A-3-(1)-① 【A20】 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
＜コメント＞	
各クラスの日案、週案、月間指導計画、年間指導計画の評価・反省欄に子どもの様子や言葉かけが適切であったかなどを丁寧に記載し、保育実践の振り返りを行っています。指導計画に対する評価にあたっては、職員個々が気づいた課題などをクラスミーティングで報告し合い、保育内容の改善やさらなる充実に向けて話し合いを行っています。全国保育士会の「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を用いて学び合っていますが、職員個々の自己評価は実施していません。今後は、職員個々の自己評価を定期的に行い、園としての自己評価の実施につなげることが期待されます。	